

**特定非営利活動法人 シビルサポートネットワーク
通勤交通費支給規程**

作成:平成 16 年 11 月 26 日
シビルサポートネットワーク規程8号

第1条(目的)

この規程は、特定非営利活動法人 シビルサポートネットワーク従業員に対する通勤交通費の支給について定めたものである。

第2条(通勤交通費の受給資格者の範囲)

1. 通勤交通費を受ける資格のある者は、本人の住居より勤務箇所までの直線距離が2 km を超える者であって、現に交通機関を利用している者に限る。
2. 1ヶ月以上の欠勤者および休職者に対しては通勤交通費を支給しない。

第3条(通勤交通費の支給)

通勤交通費は、交通機関によって、もっとも合理的な通常の経路で勤務箇所、住居間を通勤する場合の定期乗車券の実費を支給する。

第4条(バス等利用者の取扱)

通勤の途中、地下鉄、バス等を併用する者については、住居または勤務箇所から最寄り駅までの直線距離が2 km を超える場合に限る。

第5条(通勤交通費の申請手続き)

1. 新たに通勤交通費の支給を受けようとする者または住居もしくは勤務箇所の変更により乗車区間を変更しようとする者は、その都度、所定の様式により代表理事の承認を受け、事務局長に申請する。
2. 前項の申請金額は6ヶ月定期の金額によるものとし、バス等3ヶ月定期でしか発売しないものについてはその倍額とする。ただし、試用期間中の者はこの限りではない。

第6条(退職、転勤等の処置)

定期乗車券の通用期間内に退職または転勤を命ぜられた時は、定期乗車券を会社に返還するものとする。

第7条(課税処理)

通勤交通費の支給額が非課税限度額を超える場合の税金は社員の負担とする。

付 則

この規程は、CS ネットの成立日から施行する。